



庄原市出産・子育て応援ギフト支給事業

ほのぼのネット ☎0824-73-1214

市は、県が「広島県出産・子育て応援プラットフォーム」を構築・実施することに伴い、令和5年度までの支援金の支給を変更し、「庄原市出産・子育て応援ギフト支給事業」として、出産・子育て関連の商品やサービスと交換できるクーポンを支給します。

支給内容

▼出産応援ギフト

妊娠届出時（母子健康手帳交付時）に面談し、妊婦ご本人へ5万円相当額のクーポンを支給します。

▼子育て応援ギフト

新生児訪問時に面談を行い、養育者の人へ子ども1人当たり5万円相当額のクーポンを支給します。

必要な手続き

面談後に、自身のスマートフォンで手続きを行います。スマートフォンを持っていない場合は、申請書により手続きを行います。



出産応援ギフト

次の商品やサービスと交換できます（一例）

妊娠・出産関連用品	マタニティウェア、授乳パジャマ
乳幼児衣料品	肌着、ベビー服、靴下、よだれかけ
育児消耗品	ミルク、離乳食、おむつ、おしりふき
育児日用品	ベビーカー、ベビーチェア
多胎児用品	多胎児用ベビーカー、多胎児用抱っこ紐
家事・育児生活支援品	ベビーモニター、掃除ロボット、時短家電
家事・育児サービス	家事支援・育児支援サービス、ベビーシッター・育児用品レンタルサービス

「特定不妊治療費補助金」の制度を拡充しました

保健医療課母子保健係 ☎0824-73-1214

市は、不妊治療をしている人の経済的負担を軽減するため、治療費の助成を行っています。4月1日から助成の範囲を拡充しました。

補助の対象となる治療

【現行】

特定不妊治療（体外受精や顕微授精等）に併せて行った保険適用外の先進医療

【拡充内容】

4月1日以降に開始した特定不妊治療のうち、先進医療を併用したことにより、本来保険適用となる特定不妊治療も含め全額自己負担となった治療

対象者

市内に住所があり、広島県特定不妊治療支援事業の助成決定を受けた人

助成金額

【現行】

1回の治療につき、自己負担額から広島県の助成額（上限5万円）を控除した額に対し、上限15万円

【拡充内容】

全額自己負担となった治療費の7割から広島県の助成額

対象年齢・助成回数

治療期間の初日における妻の年齢によって異なります。（ただし補助対象年齢は43歳未満）

▼40歳未満

子ども1人につき6回まで

▼40歳以上

子ども1人につき3回まで

問い合わせ

保健医療課母子保健係
☎0824-73-1214

不妊・不育で悩んでいる人へ・・・
ひとりで悩まずご相談ください

広島県 不妊専門相談センター

検索



<https://fs.hiroshima-josanshikai.com/>

専門の相談員（助産師）が対応します

電話相談・FAX相談・電子メール・妊活セミナー・

面談相談・妊活交流会・心理士面談相談